

Title	協調と対立の構図：英系カナダと仏系カナダの関係とカナダ政治
Sub Title	The structure of accommodation and conflict : the English-Canada and French-Canada relations in Canadian politics
Author	加藤, 晋章(Kato, Hiroaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.12 (1994. 12) ,p.279- 306
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山秀夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941228-0279

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

協調と対立の構図

——英系カナダと仏系カナダの関係とカナダ政治——

加藤普章

- 一 はじめに
- 二 協調のメカニズム
- 三 対立・紛争の顕在化——歴史的事例から
- 四 ケベックの民族主義、民主化、分離主義
- 五 多極共存型モデルとカナダ連邦
- 六 結論——カナダ社会の変貌

一 はじめに

カナダはその民族・人種構成の多様性から、二言語公用語政策、多文化主義政策、先住民の自治政府論など多元的な国家をめざすべく多彩な政策や実験を、一九七〇年代にはいってから積極的に展開してきている。ところでこうしたユニークな実験は、カナダの歴史的遺産のうえに展開されているのであって、他の先進国にはないカナダに独自の

特質と言えるだろう。本論の目的は、そうした「歴史的遺産」を英系カナダと仏系カナダの間で構築されてきた「協調と対立」と理解し、そのパターンを解明することにある。

ところでカナダにおける二つの異なる集団の「協調と対立」の構図を描く場合、どちらかと言えば、日本ではプラスのイメージで描かれてきた⁽¹⁾。つまり、対立や紛争が生じるにしても、最終的には共存や和解といった側面の方を重視してきたためである。あるいは協調と対立が、比較的バランス良く保たれる、という評価にもなる。しかし、過去の多くの協調の局面と対立の局面を検討すると、実は異なる領域や異なるレベルにおいて展開されており、同一の次元での問題解決が図られてきたわけではない。⁽²⁾このため、協調が行われる次元と紛争が噴出する次元とが異なることがあり、すべての問題をバランス良く解決してきたことには繋がらない。これは連邦レベル、州レベルというように政治的舞台が二重に設定されているため、問題解決にあたり、都合の良い場合と不都合な場合とが出てくるためである。言い換えれば、「協調と対立」の構図がかなりアンバランスで、カナダの歴史的遺産が決して「理想的」なものではないことにある。たとえば、州自治や地方分権、という大義名分のもとにフランス系住民が多いケベック州では、かなり反動的で民主的とは言い難い政治が有力であった。これは、自らの生存とナショナリズム、という看板をかかげ、ケベック州に閉じこもったことを意味する。精神生活の指導者たるカトリック教会と保守的な州政府のもと、フランス系市民を管理することで、フランス系カナダ人のための「地方分権」が達成されていた。そうした閉鎖的民族主義にピリオドが打たれたのは、一九六〇年代に入ってからであり、それ以前の地方分権が民主的とは言いがたい。

このアンバランスな構図を左右してきたのは、抽象的な協調の理念というよりは、政治的な打算、力関係、そしてエリート間の取り引き、という現実的な要素であった。本論の分析の視点は、主に歴史的事件の流れを政治学的に検討し、具体的な政治的打算、力関係、そしてエリート間の取り引きを解明することにある。もちろん、時間的には前後するが、ここで取り上げるのは、決定的に重要な事例であり、カナダが個々の危機に対してどの様に対応したのか

を見るには適切なものである。具体的な「政治的メカニズム」と「危機への対応」を分析することで、多元国家カナダの実像をより良く理解できることにもなる。また、過去の経験が、今後のカナダにとってどのような意味を持つのかも考えてみたい。

二 協調のメカニズム

カナダの連邦（コンフェデレーション）が形成されたのは一八六七年七月であるが、それ以前からのさまざまな取り組みの結果、二つの民族集団が協調しうるような受け皿が作られてきた。言い換えれば、イギリス政府はフランス系の住民に対して、過酷な支配体制を敷かず、フランス系住民の意見を尊重する立場をとった。さらに、フランス系住民のほとんどがカトリック教会の強固な指導の下におかれていた。このため、イギリス当局は個々のフランス系住民をコントロールするよりは、事実上の指導者たるカトリック教会のエリートと手を結べば良い、という統治する上での効率の良さがあった。反対にカトリック教会は、アメリカの共和制や民主主義に否定的であったので、イギリス系の指導者と協調することで自らのイデオロギー的・思想的立場を保持できる、という大きなメリットがあった。⁽³⁾

また、イギリス本国とは異なり、潜在的な敵国であるアメリカ合衆国と対峙しながら、広大な北米のイギリス植民地を治めることは容易ではなかった。そこで、単一の中央集権国家ではなく、権限を分散させる分権的な制度、あるいは連邦的な制度を導入することが求められた。いわば連邦国家への必要性があったために、分権的な（ただしアメリカよりは集権的な）国家の制度が構築された。フランス系住民が多いケベック州（連邦結成までローワー・カナダと呼んでいた）に相当な権限が委ねられたのも、歴史的に見れば、当然のことであった。⁽⁴⁾

コンフェデレーション以後の歴史的な展開がここでの主な関心事である。イギリス系とフランス系の協調の第一の⁽⁵⁾

表 1 連邦下院・州別議席の配分

州	選挙年		1874		1882		1887		1896		1904		1908		1917		1925		1935		1949		1953		1968		1979		1988	
	1867	1872	1874	1878	1882	1891	1896	1900	1904	1908	1911	1917	1921	1925	1930	1935	1940	1945	1958	1962	1963	1965	1968	1972	1974	1979	1980	1984	1993	
オンタリオ	82	88	88	88	92	92	92	92	86	86	82	82	82	82	82	83	83	85	85	88	88	85	88	88	88	95	95	99	99	
ケベック	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	73	73	75	75	74	74	75	74	74	75	75	75	75	75	
ノバス・スコシア	19	21	21	21	21	21	21	20	18	18	16	14	12	13	12	13	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
ニュー・ブランズウィック	15	16	16	16	16	16	16	14	13	13	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
プエルトリコ		4	4	4	5	5	5	7	10	10	15	17	17	16	14	16	16	14	14	13	13	14	13	13	13	14	14	14	14	
ブリティッシュ・コロンビア		6	6	6	6	6	6	6	7	7	13	14	16	16	18	18	22	22	23	23	23	23	23	23	28	28	32	32		
ブリティッシュ・エドワード島			6	6	6	6	6	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
サスカチュワン					6	6	6	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
アルバータ							4	4	10	10	16	21	21	16	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	19	21	26	26		
ユーコン																														
ワシントン・リバー									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
北西準州																														
ニューファンドランド																														
総議席	181	200	206	211	215	213	214	221	235	245	245	262	262	265	264	264	282	295												

表2 連邦選挙と二つの州の選挙結果

選挙年	連邦政権党(議席数)	オンタリオ(議席数)	ケベック(議席数)
1945	自由党 (245)	保48、自34 (82)	自50、保1、他14 (65)
49	自由党 (262) *	自55、保25、CCF 1、他2 (83)	自68、保2、他3 (73)
1953	自由党 (265) *	自50、保33、CCF 1、他1 (85)	自66、保4、他5 (75)
57	保守党 (265)	保61、自20、CCF 3、他1 (85)	自63、保8、他4 (75)
58	保守党 (265) *	保68、自14、CCF 2、他1 (85)	保50、自25 (75)
1962	保守党 (265)	自43、保35、NDP 6、他1 (85)	自34、SC 27、保14 (75)
63	自由党 (265) *	自51、保27、NDP 6、他1 (85)	自47、SC 20、保8 (75)
65	自由党 (265) *	自51、保25、NDP 9 (85)	自56、SC 9、保8、他2 (75)
68	自由党 (264) *	自63、保17、NDP 6、他2 (88)	自56、SC 14、保4 (74)
1972	自由党 (264)	保40、自36、NDP 11、他1 (88)	自56、SC 15、保2、他1 (74)
74	自由党 (264) *	自55、保25、NDP 8 (88)	自60、SC 11、保2、他1 (74)
79	保守党 (282)	保57、自32、NDP 6 (95)	自67、SC 6、保2 (75)
1980	自由党 (282) *	自52、保38、NDP 5 (95)	自74、保1 (75)
84	保守党 (282) *	保67、自14、NDP 13、他1 (95)	保58、自17 (75)
88	保守党 (295) *	保46、自43、NDP 10 (99)	保63、自12 (75)
1993	自由党 (295)	自98、改革1 (99)	ケベック連合 54、自19、保1、他1(75)

- 注1. *は二つの州が同じ政党を支持した選挙。
 2. 社会主義政党のCCF(協同連邦党)、NDP(新民主党)。1961年にCCFからNDPへと名称変更した。
 3. SCは社会信用党、ケベック連合はケベックの独自性を主張する政党。
 4. 改革党は西部カナダから出現した地域主義の政党。

メカニズムは、政治的な発言権(議席数)である。まず、カナダの連邦上院は定員一〇四名で、議員は任命制である。上院の権限も限られていることから、政治的な発言権を検討する場としてはとりあえず無視する。カナダ政治の動向を左右するのは、やはり州の人口比に応じて議席を配分している下院(ハウス・オブ・コモンス)である。表1は、州ごとの議席配分、および連邦形成以来の州ごとの議席配分をまとめたものである。ここからわかることは、沿海部カナダ、中央カナダ(オンタリオとケベック)、西部カナダという地域でみると、明らかに中央カナダへの議席配分が大きい点である。最近では西部カナダにおける人口増加に対応して、議席が増加しているが、中央カナダの圧倒的な優位性は明確である。

この中央カナダの優位性はどのような意味を持つのだろうか。これは政党が政権をめざし、連邦下院で過半数をとるためには、事実上、オ

ンタリオとケベックの支持を取り付けねばならないことを意味する。単純にみても、オンタリオとケベックの議席の合計は、下院の過半数を上回っている。表2は、過去の選挙において、二つの州の有権者の意向が、全体の選挙結果とどのように関連しているかを示したものである。この表からわかることは、多少の例外は当然あるとしても、オンタリオとケベックの有権者の動向が選挙の大勢に相当な影響力を持つ、ということである。⁽⁶⁾

このことから、ケベックに住むフランス系カナダ人の政治的発言力を無視しては、いかなる政党も政権の座につくことが難しい、という傾向である。そして、二つの主要な政党のうち、自由党がオンタリオとケベックから適切に支持を引き出せることから、二〇世紀においては自由党が政権政党としての実績を積んできた。⁽⁷⁾ また、自由党の党首にはフランス系とイギリス系の指導者が交互に就任することが、公式の規則ではないが、ほぼ定着している。二〇世紀における自由党党首(首相)をあげると、W・ローリエ、M・キング、L・サンローラン、L・B・ピアソン、P・E・トルドー、J・ターナー、J・クレティエンというパターンになっている。さらに最近では、自由党のみならず、進歩保守党の党首も英語とフランス語に通じたバイリンガルの能力が不可欠となってきた。カナダを代表する政治的指導者であれば、所属する政党にかかわらず、二つの言葉を自由に使いこなす能力が当然と考えられるためである。このため、有力な政治家として認められていても、フランス語の能力に欠ける保守党の議員は党首に立候補することが困難になってきた。いずれにしても、ケベックの政治的発言力がこうしたカナダ的な特質を生み出した、と指摘できよう。他方、進歩保守党(一九四二年に保守党から進歩保守党へと名称変更)はイギリス系カナダや沿海部カナダ、そして西部では相当な支持を得ているが、ケベックからの支持は弱い。⁽⁸⁾ 後に詳しく徴兵問題などの事例を分析するよ
うに、ケベックに住むフランス系カナダ人の政治的発言力を尊重しようとするのが、二つの集団(あるいは二つの州)の意向を尊重するという協調のメカニズムを作り出してきたと言えよう。

ただし、これは逆のことも意味する。つまり、単独の州のなかで、どちらかが多数派を形成し、残りの少数派の政

治的発言力が軽い場合、多数派の「独断」や「強行策」が横行する。マニトバ州におけるフランス系住民の教育制度の廃止問題（一八九〇年）や一九七〇年代に入ってからケベック州におけるフランス語優先政策などは、その具体的な事例である。これは特定の集団が持つ政治的発言力は、連邦レベルと州レベルとは、状況により左右される傾向を示す。したがって、協調のメカニズムがどのような場面で生きてくるのか、個別に判断することが必要になる。

第二の協調のメカニズムは、連邦レベルにおける二元性の公的認知である。⁽⁹⁾つまり、連邦政府における公用語として、英語とフランス語を認め、議会での討論や裁判所での証言など、二つの言語集団に対して格差がないように配慮した点である。議会出版物も連邦議会、ケベック州議会ともに英仏両言語で印刷され刊行されることが決められた。一八六七年に制定されたカナダ憲法たる「英領北アメリカ法」(BNA法)の第一三三条にこれが明記された。さらに教育についても、イギリス系が主にプロテスタント、フランス系がカトリックであったことから、宗派別の教育制度が公的に認められた。また、法律面についても二元性が尊重されるような連邦制度が構築された。市民生活や社会生活を送るうえでの重要なルールとなる民法について、イギリス系の州にはイギリス式の法体系が導入されたが、ケベック州にはフランス式の民法を認めた。もちろん、ケベック州にはイギリス系の住民もいるが、州全体の民法としては、フランス型の民法を独自に認定したのである。この点に関して、連邦最高裁判所の判事を任命する際、必ずケベック州選出の判事を任命することがルール(現在は九名中、三名)となっている。連邦最高裁判所において、ケベックを代表する法律専門家が判事としていなければ、バランスを欠くための配慮である。こうして、フランス系カナダ人がケベック州に止まり、最低限の連邦政府とのコンタクトを維持する限り、言語、教育、法体系といった面でケベックの独自性が尊重される協調のメカニズムが約束されたのである。

第三の共存のメカニズムは、連邦制度のもと、州政府に相当な権限が与えられたことである。⁽¹⁰⁾英領北アメリカ法の第九一条は連邦議会の権限を定め、続く第九二条は州議会の権限を定め、具体的には財産、文化、教育、地方自治体

などについての権限が州にあることが明記された。もちろん、アメリカの連邦制度と同じように、カナダの連邦制度も、憲法の規定通りに問題が解決されてきたわけではない。アメリカの連邦制度が州政府、カナダの連邦制度は中央政府に権限上の力点を置く制度という相違(残余権限の所在)はあるが、実際には行政や通商問題を論じる際に、かなり複雑な連邦と州の間での交渉や協議が行われている。しかし、ケベックに住むフランス系の住民にすれば、下院におけるケベックの政治的発言力の確保と連邦レベルにおける二元性の尊重に加えて、州自治の確保、ということから、カナダの連邦制度を認める最低限の評価がでてくることになった。

二 対立・紛争の顕在化——歴史的事例から

カナダの政治史において、協調のメカニズムが全面的に発動されるようであれば、二つの集団の対立や紛争はそれほど顕在化しなかったはずである。しかし、実際には幾度か相当に激しい対立が生まれ、カナダの国内政治を二分させるほどのインパクトを持つ事件が起きてきた。この節において、そうした対立や紛争の原因と対応について検討する。ここで取り上げるのは、リエル事件、マニトバ学校問題、オンタリオ学校問題、徴兵問題という四つである。ケベックにおける一九七〇年代にはいつてからのフランス語優先政策とその歪みについては、ここでは論じないことにする。⁽¹⁾これは「歴史的」な事例と呼ぶにはやや早いし、複雑な様相を示す展開にあるからである。このテーマについては、いずれ別の機会で論じることにはしたい。

a リエル事件——一八七〇年と一八八五年の反乱

レイ・リエルは西部カナダ、先住民、そしてフランス系カナダ人を象徴するきわめてユニークな人物である。その

ユニークな人物が自己主張を二度ほど公然と行うが、これに対応する処置によって、連邦政界、あるいは自由党と保守党の運命を大きく左右する結果を生み出した。したがってこの事件は、単にカナダ西部における反乱事件にとどまらず、イギリス系カナダとフランス系カナダの関係を、二〇世紀にはいっても規定する影響を残した点で重要である。⁽¹²⁾

西部カナダにおいて、フランス系カナダ人と先住民女性との間に生まれた「メティス」とよばれる人々が西部開拓に伴い出現してきた。メティスはおもに白人男性と先住民女性の混血であるが、現在でもインディアンやイヌイットと同じ「先住民」(アボリジナル・カナディアン)と位置づけられている。⁽¹³⁾ただし、当時のフランス系カナダ人からすれば、先住民というよりも、西部カナダにおいてイギリス系カナダの横暴と専制に反抗したフランス系カナダの「英雄」として考えられた。彼がカナダ史においてユニークな人物たる理由がこれにあたる。

カナダの西部の開拓(主にマニトバ州、レッド・リバー植民地)を進めるうえで、メティスはそれなりの貢献をしていた。ところが、以前から開拓に従事していたメティス系住民と新たに西部へ進出してきた白人の入植者の間で対立が表面化することになった。時の連邦政府も西部開拓の拠点として、ここを重要視し、一八六九年一〇月に副総督を派遣した。リエルは連邦政府の動きをみて、自分たちのための臨時政府を同年の一月に樹立した。リエルや他のレッド・リバー植民地の指導者たちも、カナダへの反逆をめざしたのではなく、連邦政府からの譲歩をとりつけ、自分たちの土地や権利を守ることにあった。実際に連邦政府との交渉に入り、リエルたちの要望も取り込んだうえで合意が成立した。新しく生まれるマニトバ州では英語とフランス語が公用語となり、宗派ごとの学校制度が認められることになっていた。また、この新しい州の法と秩序を守るために、リエルと連邦政府の合意のもとで、正規の軍隊(G・ウォズリー指揮)をここに派遣することになっていた。

しかし、レッド・リバー植民地において、ひとりのイギリス系の若者(T・スコット)がリエルたちに反対の意思表示をしたため、処刑されてしまった。このため、イギリス系カナダでも特にオンタリオでリエルたちに対する批判や非

難の声が高まっていた。そしてイギリス系カナダ人たちは、マニトバへ赴任する予定のウォズリー隊を反乱鎮圧の兵力とみなすようになっていた。最後にリエルたちは、スコット処刑の余波を恐れ、レッド・リバー植民地から逃走しアメリカへ亡命した。このため、臨時政府は崩壊し、彼の試みは失敗に終わった。⁽¹⁴⁾

リエルは二度目の反乱を一八八五年にサスカチュワンで起こした。⁽¹⁵⁾メティスの共同体は、西へ西へと移動を続けていたが、鉄道の建設や白人入植者の増加により、自分たちの生活が脅かされていたのである。このため、かれらの要求が聞き入れられないと判断したのち、アメリカからリエルが呼び戻され、二度目の反乱事件が発生した。リエルは再び反乱勢力のシンボルとなったのである。しかし、この時、連邦政府はただちに力で対抗し、リエルを逮捕した。そして時の保守党政権はリエルを処刑することを決定した。

リエル事件の「遺産」はカナダ政治に大きな影響を残した。ケベックにいたフランス系カナダ人たちは、リエルをイギリス系カナダの支配に反対した「英雄」ととらえ、心情的には西部の反乱を支援した。他方、イギリス系カナダ人からすれば、リエルは国家への「反逆者」にすぎず、二つの集団のリエル評価は、まったくの正反対であった。連邦政府は、どちらの集団の主張を聞き入れるべきであろうか。第一回目の反乱終結は、連邦政府にとって都合のよいものだった。それは、リエル自身がアメリカへ亡命したため、連邦政府が事件の決着をつける必要がなかったためである。しかし、第二回目は、保守党の連邦政府は強行手段を断行した。その結果、フランス系カナダ人は保守党を「反フランス系カナダ」の政党と考えるようになった。この時、たまたま野党でいた自由党は、余分な反発を受けずにすんだのである。多くの要因があるだろうが、二〇世紀に入り、保守党がケベックからの支持を得ることができず、政権の座からかなり遠のいていった。その要因のひとつはリエル事件の遺産であろう。

b マニトバ学校問題——西部カナダにおけるフランス系の敗北

英領北アメリカ法は、特定の少数派（ケベック州のプロテスタント・イギリス系、オンタリオ州のカトリック・フランス系）に初等教育のレベルでの権利を第九三条で保障していた。それは、州政府が教育についての権限を有するが、そうした特定の少数派の宗派教育を州政府が損なうことを禁止したことを意味する。つまり、州政府が教育制度を主体的に管理する権限を得たが、同時に特定の集団の独自の教育を尊重することを憲法上規定していたのである。かりにこの権利が損なわれるようなことがあれば、その集団は連邦政府に救済措置を求めることが可能とした。これは連邦結成以前からケベック州のプロテスタントとオンタリオ州のカトリックがそれぞれ獲得していた権利を明記したものであった。

マニトバ州は一八七〇年に創出され、マニトバ法（州の憲法に該当）により連邦に加わった。この州にはカトリック教徒が定住していた。ここでも宗派ごとに独自の学校制度を作り、なおかつ州政府からの財政援助が約束された。要するにプロテスタント系とカトリック系のために、個別の学校制度（分離学校と呼ぶ）が確立したのである。ところがその後オンタリオ州からのプロテスタント系移民が増加し、カトリック系の学校を廃止しようとする動きが一八九〇年であった。宗派ごとの分離学校を廃止し、宗教に無関係な単一の学校制度を作ろうとしていたのである。

自分たちの既得権を侵害されることになるフランス系住民は訴訟を起こし、かつ連邦政府に救済を求めた。マニトバ法によれば、州議会が宗教上の権利（ここでは宗派ごとの分離学校、公的學校制度として認知された）を損なうことがあれば、連邦政府が介入し、救済手段を講じることが規定されていたためである。マニトバのカトリック系の人々のみならず、ケベックの教会関係者たちも連邦政府による介入と救済を強く要望していた。そこで保守党政府は対応する法案を議会へ提出したが、結局は一八九六年の総選挙のため不成立におわった。さらに当時野党党首でフランス系のW・ローリエは、皮肉なことに連邦政府は州政府の管轄事項（教育）に介入すべきでない、と消極的であった。選挙にあたり、

ローリエは憲法上の原則論による解決ではなく、現実的なレベルでの解決を訴えた。その後、ローリエが(ケベックからの支持も得て)首相になると、マニトバ州政府と交渉し、政治的妥協を図った。この妥協は「ローリエ・エーグリーンウエイ妥協」と呼ばれ、分離学校を廃止するが、一定の条件が満たされれば、カトリック系教員の採用と宗教教育を認めることになった。⁽¹⁶⁾

ローリエは連邦による州政治への介入を基本的に好まなかったし(州権の擁護)、ケベック州のカトリック教会の過度の政治介入に否定的だったからと言われている。連邦政府の介入を認めれば、逆にケベックの教育制度について、いずれは介入という事態が可能性として想定できたからである。しかし、ローリエの意図はともかくとして、ケベック州以外に住むフランス系カナダ人の法的権利が、この事件により著しく損なわれたことは明白であった。

ところで、この紛争は九〇年たつて再発することになった。⁽¹⁷⁾つまり、一九七九年に連邦最高裁判所が、一八九〇年に制定されたマニトバ公用語法を憲法違反、と判決を下したためである。これはマニトバ州の創設を規定したマニトバ法第二三条に、州の法律は英語とフランス語の双方で制定されなければならない、という二言語公用語主義を規定していた。一八九〇年以後は、州の法律がすべて英語で制定されてきた点が憲法違反と指摘されたのである。しかし、この判決がでた後も、具体的な対応策が直ちにとられることがなかった。⁽¹⁸⁾

そこで交通違反に問われたマニトバのあるフランス系住民が、訴訟を起こした。これはフランス系住民にとってマニトバの交通法規がすべて英語で制定され、フランス系の人々にとってきわめて不都合であり、さらに不都合な上に交通違反で処分されることは承服しがたい、と不満を申し立てたのである。連邦最高裁判所は、ここでジレンマに直面した。つまり、英語のみを公用語とすること(交通違反を認める)は、一九七九年に連邦最高裁判所が下した判決を自ら無視して、前例を否定することになる。他方、二つの言語を公用語として認める(交通違反としない)ならば、過去九〇年前にさかのぼり、すべての州法の「フランス語版」を作ることが必要となる。いわば、過去の無作為を一挙に解

消するため相当なエネルギーと資金を投入しなければならない。これは、必ずしも現実的な判断とは言いがたい。「フランス語版」作成にかかる膨大なコストとイギリス系住民の反発が大きいからである。

ここで、マニトバの新民主党(NDP)、社会主義政党政権と連邦自由党政権は、具体的な解決をめざした交渉にはなかった。双方ともに連邦最高裁判所の判断が下される前に、政治的な合意ないしは妥協案がないかの、可能性を追求したのである。交渉の結果、二つの言語を公用語とすること、フランス語による行政サービスを提供すること、さらに州法の「フランス語版」を作成するのに一〇年かけること、という合意が成立した。そしてこの合意は連邦議会とマニトバ州議会が承認すれば、正式に成立するはずであった。しかし、一九八三年秋、ウィニペグ市でレファレンダムが行われ、この合意案に反対(反対四、賛成一の比率)の結果がでた。さらにマニトバ州議会の野党である進歩保守党も、西部では人気のないトルドー首相とかれの二言語公用語政策への強い反発を利用して、合意案拒否の態度をとった。こうしてNDP政権は、議会で多数派を占めていたにもかかわらず、反発の強さを恐れて、合意案の議会への提出を断念した。

次いで一九八五年一月、連邦最高裁判所は、一九九〇年二月末までに二言語公用語政策へ転換するように、という判断を下した。いわば約五年間の猶予期間のあと、フランス語も公用語として認知することを勧告したのである。ただし、一九九〇年二月末までは英語だけの州法案は、正当な法律として認める、ということも付け加えられた。マニトバ学校問題から九〇年後、二言語公用語政策への反発がなぜ強いのだろうか。これは、西部カナダではフランス系人口の比率が低下し、フランス系以外のマイノリティ集団(おもにドイツ系やウクライナ系など)が多く、「英語―フランス語」という二言語の柱が不適切となってしまう⁽¹⁹⁾ためと思われる。フランス系住民が多いとされるマニトバ州でもフランス系人口の比率は、わずか六パーセント前後と指摘されている。したがって、二言語公用語政策よりは、多文化的な枠組みを検討する方が、より現実にとったものと考えられる。

c オンタリオ学校問題——イギリス系カナダの圧力と優位

マニトバ以外の州や地域でも英仏共存を破壊するような動きが出現した。公立学校の問題としては、オンタリオ、ニュー・ブランズウィック、北西準州などでも起きた。ここではオンタリオ学校問題に触れることとする。⁽²⁰⁾このオンタリオ学校問題は、宗教と言語が交差して、やや複雑な展開につながっていった。オンタリオ州では、公立学校は、ふたつの種類に分かれている。ひとつは本来の公立学校で、宗教とは無縁な教育制度である。もうひとつは、フランス系のカトリックを基礎とした教育制度である。後者は宗派教育ながら州政府の財政援助がある、という意味での公立学校である。この二元的な教育制度がコンフェデレーションの際に認められたのは、ケベック在住の英語系住民の学童のための教育制度を認めたことの見返りであった。英領北アメリカ法の第九三条第二項は次のように規定した。「連邦成立の際、法律によりアッパー・カナダ(オンタリオ)において、カトリック教徒を信ずる女王の臣民の学校および学校管理受託者に付与せられ、かつ、負わされている権限および義務は、すべて、ケベックにおけるプロテスタントおよびカトリックを信ずる女王の臣民の非国教の学校におよぼされるものとする」。これは州政府に教育の権限をオタワが委ねたが、ケベックにおける英語系少数派とオンタリオにおける少数派の教育上の権利(あるいは既得権)を認めるようにと、例外的な規制を盛り込んだものと考えて良い。ただし、オンタリオにおける少数派(フランス系カナダ人にとって不運だったのは、州政府の実際の財政援助は貧弱で、財政的には苦しい運営を余儀なくされてきた。この州の英語系住民の反対の声が大きかったためである)。

こうした背景のもとで、一九一〇年、フランス系の住民がフランス語で学童の教育を進めるための団体を作った。これに対して、イギリス系やアイルランド系(カトリック教徒だが英語を喋る)が反対の声をあげ、州保守党政権も一九一二年には「一七号規制」というルールを作成し、小学校の最初の二年間だけはフランス語の使用を認めるものとした。⁽²¹⁾さらに翌年には「一七号規制」が修正され、フランス語の学習は一日に一時間のみと限定されることになった。これ

についての司法判断がとめられたが、その判決は、一七号規制が合憲というものであった。なぜ憲法の原理に違反しないかと言えば、英領北アメリカ法の第九三条第二項は、確かに宗派別の教育を保障をしたが、言語上の教育を保障していない、という理由からであった。ここで同じカトリック教徒でも英語を喋るアイルランド系カナダ人は、フランス系ではなく、イギリス系の人々と同盟関係を結ぶことを意味した。

その後、多少の変更があったが、フランス系住民の権利(宗教よりは言語の側面)は事実上、形式的なものとなってしまう。ここに協調のメカニズムが、オンタリオという州のレベルでは、多数派の独断、あるいは少数派の政治的無力さによって作動しないことがわかる。

ところが、戦後の一九六〇年代にはいり、オンタリオ州は財政援助の幅を広げはじめ、カトリック系学校の九年生から一〇年生(日本の中学三年と高校一年に該当)まで拡大することとなった。さらに、進歩保守党のW・デュービス首相は一九八四年に突然、カトリック系学校の最終学年(一一年生)から一三年生(日本の高校二年から高校三年プラス大学の教養課程一年に該当)まで全面的に公的支援を一九八八年までに行う、と発表した。いわば完全なカトリック系学校の「公立学校化」がここに約束されたのである。(ただし、第三年は一九八六年の制度改革で廃止されている。)

こうした変化は、なぜ起きたのであろうか。オンタリオ州でフランス系人口が一九六〇年代になって急速に増加したわけではない。おそらくひとつの理由は、磐石の政治的基盤を確保した進歩保守党が、時代の変化にあえて対応したためと思われる。つまり、フランス系の少数派に限らず、移民や難民がカナダの中で最も多く流入するのはオンタリオ州であり、その中心たるトロントとその周辺都市は次第に多元化、多様化する傾向が強い⁽²³⁾。したがって、オンタリオ州も他の州よりも早くそうした変化に対応することで、政治的なメリット(有権者の支持と票⁽²³⁾)を獲得可能となる。もっともデュービス首相の政治的打算だけですべてを説明できないだろう。つまり、政治文化の変化や多数派の態度を読み取って、リーダーシップをとれたのは、デュービス首相の前向きな判断のためといえるからである。協調のメ

カニズムを作動させる政治的リーダーシップが出現し、最近になって、過去の負の遺産を清算できるようになったと位置づけられる。

d 徴兵問題と大英帝国の戦争——フランス系カナダ人は関与せず

ついでカナダとヨーロッパにおける戦争が、フランス系カナダ人とイギリス系カナダ人の間の立場の違いを際立たせ、大きな国内問題にもなった。その理由は、カナダが自治領政府(ドミニオン)ではあるがイギリスの植民地としてスタートしていることから、イギリス系カナダ人は母国への忠誠心が強いことにある。したがって遠いヨーロッパや南アフリカでの戦争でも、母国イギリスが戦争するのであればカナダもこれに馳せ参じよう、というわけである。同じような心情的支持と具体的支援は、他のイギリス系の植民地であるオーストラリアやニュージーランドでも起きていた。⁽²⁴⁾カナダで問題となったのは、フランス系カナダ人にとって、大英帝国の戦争はカナダと直接的な関係はなく、ましてやヨーロッパや南アフリカへカナダから兵士として派遣されることなど不必要な事柄であった。ここでの基本的対立は、イギリス系カナダ人は可能な限りの支援(徴兵制の導入)を考えていたが、フランス系カナダ人はそうした支援を不要(あるいは志願兵制度で対応)と認識していた点にある。政治的なメカニズムで考えれば、政権政党はどちらか一方の立場をとれば、次の選挙の際には反対する側からの支持を失うことになる。つまり、政権の座にある政党は、徴兵制を決断すればフランス系カナダ人の支持を失うし、他方、何の支援策をしなければイギリス系カナダ人の支持を失うことになる。

ポーア戦争(布尔戦争)、第一次世界大戦、第二次世界大戦という三度のそうした危機に連邦政府は遭遇し、それぞれ次のような対応策を展開した。⁽²⁵⁾ポーア戦争では、ローリエ首相は南アフリカへ兵士を派遣することを決定したが、その兵力はあくまでも志願兵によるものとした。志願兵ならば、フランス系カナダの若者が意思に反して南アフリカ

へ送られることがなかったもので、それなりのメリットがあった。ただし、カナダの国際的立場を考えれば、海外へ兵力を送ることで、大英帝国のなかでのカナダの発言力を高めることが可能になる。したがって、ローリエ首相がフランス系と言いながら、ある程度の積極的な対応は必要だったのである。⁽²⁶⁾ 第一次世界大戦では、保守党の首相ボーデンは母国への忠誠を優先し、徴兵法を成立させた。その後、ボーデン首相は一九一七年に総選挙を断行した。野党の自由党党首のローリエは徴兵制に反対したが、ボーデンのもとに、徴兵を希望するイギリス系の自由党党員が合流し、連合政府(ユニオニスト)が成立した。このため自由党は分裂したが、フランス系カナダ人は基本的にローリエのもとで反対の立場を維持したのである。⁽²⁷⁾ 第二次世界大戦では自由党のM・キング首相がフランス系カナダ人の離反を恐れ、強行策の展開を行わなかった。当初はまず志願兵制度で対応していたが、一九四二年四月に国民投票を実施した。これは首相の意思よりは、国民の意思を尊重するというスタイルをとったためである。しかし、実際には自分で徴兵制を導入するという決定を回避し、その責任を国民に負わせようというキング流の巧みな対応策であった。⁽²⁸⁾ 国民投票では、徴兵制度にケベックでは約七三パーセントが反対したが、ケベック以外の州では八〇パーセント近くが賛成した。これは国民投票をせずとも、フランス系がすでに少数派であることがわかっていたので、徴兵反対派が多数を占めても当然であった。そして、キング首相は志願兵制度で対応していたが、最後は保守党やイギリス系カナダの圧力に對抗できず、一九四四年一月には徴兵制の導入を決定した。⁽²⁹⁾ ただしキングにとり幸いだったのは、ヨーロッパの戦争が翌年には終結し、限られた数の兵士を海外へ送ることで負担が重くなかった点である。さらにフランス系カナダ人も自分たちの意見に耳を傾け、配慮してくれたキングの努力を評価して、自由党支持を続けたことにある。こうしてヨーロッパの戦争が、カナダ国内の政治的バランスを揺さぶることとなったが、政府もバランス維持のための慎重な対応が必要となっていた。

四 ケベックの民族主義、民主化、分離主義

先に述べたように、ケベックの生き残り戦略は、民族主義的だが閉鎖的なものであった。⁽³⁰⁾ケベック以外の地域ではフランス系カナダ人の言語や宗教の権利が損なわれることがきわめて明白となったからである。マニトバ、オンタリオ、ニュー・ブランズウィックなど前節で検討したように、悲観的な事件が続いた。フランス系カナダ人はケベックにとどまることで、一応の権利と枠組みが保障されたが、ケベック社会における主人公はカトリック教会であり、教会の指導のもとで生活することが求められた。教会とともに、閉鎖的なナショナルリズムをかかげたのがユニオン・ナショナル党(以下UN党と略)政権であった。⁽³¹⁾

こうした流れについて、戦後に入ると批判的な声が増えてきた。その批判的な勢力となったのは、労働組合や若い知識人たちであった。⁽³²⁾のちに連邦首相にもなったP・E・トルドーは『自由市民』という雑誌を刊行してペンの力で民主化への取り組みを開始した。⁽³³⁾いわば開放的で民主的なケベックの到来を求めたのである。さらにケベックにおける労働運動の分水嶺ともなった「アスベスト・ストライキ」(一九五六年では、体制批判派や若い知識人が結集して、ストライキ運動を展開した。⁽³⁴⁾学問の世界でも、カトリック教会中心のためか、法学や医学は進んでいたが、政治学、社会学、経済学といった批判的で新しい社会科学はそれまで遅れた状態にあった。トルドーたちを中心とする若い知識人たちは、ここでも批判的な社会科学を学び、ケベックの後進性を学問的に批判するという作業にも着手した。こうして民族主義の名のもとで、非民主的な政治や社会の運営を行うことが、次第に時代遅れとなりつつあった。

一九六〇年の州総選挙では、近代化を掲げるJ・ルサージュを党首とする自由党がUN党に対して勝利をおさめ、ケベック社会の急速な近代化がスタートした。これはのちに「静かな革命」と呼ばれるほどの大きな影響を残すことになった。教育制度の整備(教育省の設置、高等教育機関の整備など)、社会福祉の整備、公営企業の設置などが行われた。⁽³⁵⁾

R・レベックはジャーナリストから自由党議員、そして天然資源大臣となり、電力開発の公営化を推進し、大きな成果をあげた。こうしてケベックがようやく過去の閉鎖的精神から自由となる機会をつかんだのである。

他方、ケベックが従属的な立場を脱却するには、政治的独立しかない、という分離・独立派も抬頭してきた。⁽³⁶⁾一九六八年には州自由党から離れたR・レベックを代表として、分離主義を掲げる「ケベック党」が現実の政治的舞台に政党として出現してきた。一九七六年にはこのケベック党が州総選挙で勝利をおさめ、連邦制度の再編成とケベックの独立が具体的に論じられるようになった。しかし、ケベック党政府はただちに分離・独立の道に進まず、一九八〇年五月には州のレファレンダムを実施した。これは、州政府に連邦政府との間で分離・独立をめぐる交渉を委ねるかどうか、の是非を問うものであった。したがって、かりに賛成派が多くとも、交渉権の是非を問いかけたので、ただちにケベック州が独立することを意味するわけではなかった。州民投票の結果は、反対派が多く、分離主義への動きは中断されることになった。その後、ケベック党は一九八五年の選挙で自由党にやぶれた。州自由党は、もともと連邦制度の維持を掲げる政党であるが、言語政策や教育政策などかなり民族主義的な立場を明確にしてきている。⁽³⁷⁾ 分離主義は本来ケベック党の看板であるが、自由党自体もこの点でナシヨナリスティックな路線を歩む可能性が強い。また、憲法改正との関連で一九八〇年代から一九九〇年代初頭にかけて、きわめて活発な論争が展開されている。⁽³⁸⁾

いずれにしても、州自治、あるいは地方分権という名目でケベック州は「閉鎖的民族主義」、「近代化路線」、そして「分離・独立主義」という三つのベクトルを志向してきた。連邦との関連で見れば、閉鎖的民族主義はオタワや他の英語系の州との接触を最低限とし、連邦政府の介入を極度に嫌っていた。自由党の近代化路線は、連邦制度の枠組みのみなかで自分たちの役割を大きくすることに重点を置いた。一九五〇年代にケベックの民主化に努力したP・E・トルドーが、連邦政界に進み、連邦制度と憲法の改正にエネルギーをむけたのは、ある意味では当然の選択であったと言えよう。⁽³⁹⁾ 分離・独立主義は、連邦制度からは政治的に離脱するが、経済的にはカナダとの協力関係を維持する、とい

う青写真を描いていた。一九八〇年のレファレンダムで問われたのは、この政治的独立・経済的協力関係（主権・連合構想）と呼ぶ）を達成するための交渉権をケベック党政権に委ねるかどうかであった。ケベック党は一九九四年九月の州総選挙で再び政権についたので、今後の動きが注目される。

ところで、一九九三年秋の連邦総選挙では、自由党が勝利をおさめたが、同時にケベックと西部カナダの地域主義を掲げる政党（ケベック連合）と「改革党」が出現してきた。⁽⁴⁰⁾こうしてケベックの分離主義は、州政治のレベルだけではなく、連邦レベルでも分離主義への傾向を強めつつある。

五 多極共存型モデルとカナダ連邦

これまで見てきたように、カナダにおけるイギリス系とフランス系という二つの異なる集団の協調と共存は、理念よりも現実的な政治的利害関係において規定されてきた。相互にチェックしたり、対抗手段を行使できない場合には、多数派の意思が優先されるが、二つの集団の力が拮抗する場合には、協調と共存のメカニズムが作動するというわけである。ただし、ケベックに与えられた自治や地方分権は、時代の変化とともに変容し、異なるベクトルにそって進む可能性がでてきた。

それではカナダの政治を「多極共存型モデル」（コンソシエーション・デモクラシー）で見るとどうなるのだろうか。⁽⁴¹⁾多極共存型モデルによれば、言語、宗教、民族、人種などにより社会構成が分断化していても、政治的エリートによる協調体制、比例配分の原則にそった資源や政治的ポストの配分、地方分権、多党制のなかの連立政権などによって安定した民主主義が可能となる。

『コンソシエーション・デモクラシー 分節化された社会における政治的協調』（一九七四年刊）を編集したK・D・

マクレレーによれば、この理論を検討する上で次の三つのテーマが重要となる。⁽⁴²⁾つまり、「社会構造が分断化・分節化されているかどうか、エリートの行動様式が協調的かどうか、政治文化の質はどうか」である。第一の社会構造の分断化・分節化については、マクレレー教授はまず地域性(州)、宗教、そして言語をあげ、分断化の程度について検討している。ヨーロッパの多元的な国々(オーストリア、スイス、ベルギー、オランダ)との対比でいくと、分断化の程度はかなり低いと結論づけている。さらに分断化社会を反映する指標として、政党の特質を検討すると、ヨーロッパの多元的な国々ほどサブカルチャーごとに政党が形成されていない、と判定している。つまり、カナダでは分断化の程度が低く、かつサブカルチャーを反映するように政党が出現していないことを意味する。二番目のエリートの行動様式については、ヨーロッパ諸国とカナダのダイレクトな比較が困難であるとマクレレー教授は指摘する。ヨーロッパでは政党のイデオロギー色は強く、選挙制度も比例代表制で、連立政権が通常のパターンである。反対にカナダでは、政党のイデオロギー色は薄く、ひとつの選挙区から一名選出するという小選挙区制をとっている。また議院内閣制を取ることから、単独の政党が政権を握る傾向が強いため、連立政権というのは成立しにくい、という相違がありうる。これに注意したうえでのカナダにおけるエリートの行動様式を見ると、ヨーロッパ型の政党間のエリート交渉や協議ではなく、政権をとった政党内部での交渉が最も重要となる。より具体的には、連邦内閣において、州、宗教、言語をめぐるさまざまな利害の対立を調整していると考えられる。これは、連邦自由党が、イギリス系とフランス系の双方から支持を受けて、徴兵制度の導入をめぐる自由党政権の対応が示すように、二つの集団の間で巧みなバランスをとっていることから理解できよう。政権政党こそが取りうる多極共存型の行動パターンといえるだろう。第三の要素である政治文化は、評価がほぼ二つに分かれる。つまり、宗教の面ではそれなりの協調体制が築き上げられたが、おもにフランス系カナダの言語と文化の自立性が、ケベック以外の地域では英語系カナダの圧力で浸蝕されてきたためである。全体を通して見ると、カナダにおいて多極共存型モデルでストレートに説明することはやや無理がありそうと思わ

れる⁽⁴³⁾。ところで、多極共存型モデルではエリート⁽⁴³⁾の発言力が重視され、一般大衆の政治的発言力に注目しない傾向がある。過去のカナダ政治の特質は、エリート主体の政治的な決定が下されてきた。U N 党支配下のケベックなどは、その良い具体例であろう。しかし、最近では、アメリカ型の人権規約が一九八二年憲法に明記されたことから、個々の市民がさまざまな理由から自己主張を開始するようになった。このため、言語、宗教、年齢、人種や民族などに基づく差別や格差などが地域にかかわりなく、個人のレベルで出現する可能性がでてきた⁽⁴⁴⁾。これまで州や特定の地域が行ってきた自己主張(たとえばマニトバやオンタリオのフランス系市民)が、場合によっては州や地域と切り離されたレベルで展開されることが想定される。いわばコンソシエーション⁽⁴⁴⁾な利害の噴出がよりマイクロ化し、細分化するものと考えられる。個人レベルでのコンソシエーション・モデルが可能かどうかは別としても、カナダ政治の特質を分析する際、このモデルは依然として興味深い視点をわれわれに提供してくれそうである。

六 結論——カナダ社会の変貌

カナダがイギリス系とフランス系という二つのヨーロッパからの移民集団を軸として構築された国であることには間違いはない。その意味でカナダの政治史において二つの集団間の対立や協調がきわめて重要な意味を持ったのも事実である。しかし、これだけで現在のカナダ政治のダイナミズムを語ることは不可能に近い。たとえば、一九八二年に制定された憲法⁽⁴⁵⁾(「一九八二年憲法」と呼ぶ)において、イギリス系とフランス系の共存をより一層可能とするような原理が明示されたが、同時に多文化主義の伝統を尊重すること、そして先住民の独自の権利の認定など新たな方向転換も示された。一九八二年以後、憲法を再度改正する動きが二度ほどだったが、先住民の発言権、あるいは拒否権が相当に強くなってきている⁽⁴⁶⁾。特に二回目の改正案(「シャロットタウン協定案」と呼ぶ)では、先住民の自治政府をどのように

設立すべきかについて、かなり具体的なプランも提示された。いまや先住民の合意なくしては憲法改正が事実上、不可能となりつつある。先住民の権利をめぐるカナダ社会の認識、あるいは合意は相当高まってきており、この点で一九八〇年代のカナダ国民の意識変化は著しい⁽⁴⁷⁾。

長年にわたるイギリス系カナダとフランス系カナダの平和的共存という、やや「不十分」ではあるが、「注目」すべき遺産を、今後カナダはどのように生かすのであろうか。少なくとも共存のための原理（言語公用語、法律体系の二元性、連邦制度と地方分権、教育制度の二元性、政治的エリートの慎重な行動様式）、政治的力関係と政治的発言力、そして寛容さと柔軟性に富む政治文化、そして危機に直面して抽象的理論よりはケース・バイ・ケースで対応するという経験主義、といった事柄を検討し、応用していくことが必要となろう。カナダ政治のおもしろさは、こうしたカナダ政治の未完成と柔軟さにあるといっても良いだろう⁽⁴⁸⁾。

(1) 馬場伸也、『カナダ―二十一世紀の国家』、中央公論社、一九八九年。馬場伸也、『アイデンティティの国際政治学』、東京大学出版会、一九八〇年、第三章。

(2) イギリス系カナダとフランス系カナダの関係については、次の文献を参照。伊藤勝美、『フランス系カナダ問題の研究』、成文堂、一九七三年。長部重康・樋口陽一編、『現代ケベック』、勁草書房、一九八九年。ラムゼイ・クック、小浪充・矢頭典枝訳、『カナダのナショナルリズム』、三交社、一九九四年。包括的で多方面にわたる研究としては一九六七年以降に出版された連邦政府の特別調査委員会（略称でB & B委員会と呼ぶ）の報告書が依然として優れている。The Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism, Ottawa: Queen's Printer, 1967-1970. 最近の研究成果については、次のものが良い。
A. Cairns and C. Williams, eds., *The Politics of Gender, Ethnicity and Language in Canada*, Toronto: University of Toronto Press, 1985; K. McRoberts, *Quebec: Social Change and Political Crisis*, Toronto: McClelland and Stewart, 1988; R. Cook, *Canada and the French Canadian Question*, Toronto: Macmillan, 1966.

(3) 歴史的展開については次の文献を参照。大原祐子、『カナダ現代史』、山川出版社、一九八一年。木村和男/R・シュルツ編、『カナダの地域と民族』、彩流社、一九九三年。W・L・モートン、木村和男訳、『大陸横断国家の誕生』、同文館、一九九

三年。

- (4) カナダ連邦形成への歴史的背景については、次の文献を参照。E. R. Black, *Divided Loyalties*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 1975; P. B. Waite, *The Life and Times of Confederation, 1864-1867*, Toronto: University of Toronto Press, 1962; A. I. Silver, *The French-Canadian Idea of Confederation, 1864-1900*, Toronto: University of Toronto Press, 1982。木村和男、『連邦結成——カナダの試練』日本放送出版協会、一九九一年。
- (5) カナダの政治制度の概観については、次の文献を参照。加藤普章、『カナダの政治制度』田口富久治・中谷義和編、『比較政治制度論』法律文化社、一九九四年。J・T・セイウエル、吉田健正訳、『カナダの政治と憲法』(改訂版)三省堂、一九九四年。加藤普章、『連邦国家における多党制システム——カナダにおける地域・階級・民族』白鳥令・砂田一郎編、『現代政党の理論』(現代の政治学シリーズ、第六巻)東海大学出版会、一九九五年。S. Brooks, *Canadian Democracy: An Introduction*, Toronto: McClelland and Stewart, 1993。
- (6) 選挙制度については、次の文献を参照。H. Penniman, ed., *Canada at the Polls: The General Elections of 1979 and 1980*, Washington, D. C.: American Enterprise Institute of Public Policy Research, 1982; H. Penniman, ed., *Canada at the Polls 1984: A Study of Federal General Elections*, Durham: Duke University Press, 1988。
- (7) 連邦自由党の研究については、次の文献が良し。R. Whittaker, *The Government Party*, Toronto: University of Toronto Press, 1977; J. Wearing, *The L-Shaped Party*, Toronto: McGraw-Hill Ryerson, 1981; D. E. Smith, *The Regional Decline of a National Party*, Toronto: University of Toronto Press, 1981; T. S. Axworthy and P. E. Trudeau, eds., *Towards a Just Society*, Markham: Viking Press, 1990。
- (8) 進歩保守党の研究については、次の文献が良し。J. L. Granatstein, *The Politics of Survival*, Toronto: University of Toronto Press, 1967; G. C. Perlin, *The Tory Syndrome*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 1980。
- (9) 連邦保守党の政治と憲法については、次の文献を参照。W. Ormsby, *The Emergence of the Federal Concept in Canada, 1839-1845*, Toronto: University of Toronto Press, 1969; A. I. Silver, *The French-Canadian Idea of Confederation, 1864-1900*, Toronto: University of Toronto Press, 1982。
- (10) 連邦制度と州の権限については、ヤヌヴァル、『カナダの政治と憲法』第四章、第五章、第十一章。T. J. Courchene, *Ottawa and Provinces: The Distribution of Money and Powers*, Toronto: Ontario Economic Council, 1985; D. V.

- Smiley, *The Federal Condition in Canada*. Toronto: McGraw-Hill Ryerson, 1987; M. Krasnick, ed., *Case Studies in the Division of Powers*, Toronto: University of Toronto Press, 1986.
- (11) S. Brooks, "Language Politics", in S. Brooks, *Canadian Democracy*, pp. 309-338; R. Joy, *Canada's Official Languages: The Progress of Bilingualism*, Toronto: University of Toronto Press, 1992.
- (12) リエール事件の研究については、次の文献を参照。G. Stanley, *Louis Riel*, Toronto: Ryerson, 1963; H. Bowfield, *Louis Riel: The Rebel and the Hero*, Toronto: University of Toronto Press, 1971; T. Flanagan, *Louis 'David' Riel: Prophet of the New World*, Toronto: University of Toronto Press, 1979.
- (13) 先住民「メチス」関連の文献については、次を参照。J. Frideres, *Native People in Canada: Contemporary Conflict*, Scarborough: Prentice-Hall, 1988.
- (14) ただし、完全な亡命生活を送っていたわけではなく、連邦下院議員に二度ほど立候補して、当選したこともあった（立候補は一八七三年、一八七四年）。
- (15) D. Morton, *The Queen versus Louis Riel*, Toronto: University of Toronto Press, 1974.
- (16) 「ホーム」学校問題の研究については、次の文献を参照。L. Clark, ed., *The Manitoba School Question*, Toronto: Copp Clark, 1968; D. G. Creighton, et al., *Minorities, Schools, and Politics*, Toronto: University of Toronto Press, 1969.
- (17) 最近の動向については、次を参照。P. H. Russell, R. Knopf and T. Morton, *Federalism and the Charter: Leading Constitutional Decisions*, Ottawa: Carleton University Press, 1989, pp. 627-643.
- (18) カナダにおける言語紛争の理解については、次の論文を参照。K. D. McRae, "Shaping Language Policy in Plurilingual Societies: Five Key Dimension", *Journal of Ethno-Development*, Vol. 1, No. 2, 1992, pp. 23-34.
- (19) 西部カナダにおける言語公用語政策への反発や地域主義の高まりについては、次の文献を参照。L. Pratt and G. Stevenson, eds., *Western Separatism*, Edmonton: Hurtig, 1981; R. Gibbins, *Prairie Politics and Society: Regionalism in Decline*, Toronto: Butterworths, 1980; M. R. Lupul, ed., *Ukrainian Canadians, Multiculturalism, and Separatism*, Edmonton: University of Alberta Press, 1978; J. N. McCrobie and M. L. Macdonald, eds., *The Constitutional Future of the Prairie and Atlantic Regions of Canada*, Regina: Canadian Plains Research Center, 1992.
- (20) オンタリオ学校問題の研究については、次の文献を参照。F. Walker, *Catholic Education in Ontario: A Documentary*

- Study, Toronto: Nelson, 1964; D. G. Creighton, et al., *Minorities, Schools, and Politics*; W. G. Fleming, *The Administrative Structure* (Ontario's Educational Society, Vol. II), Chapter 6, "The Development of the Separate School System", Toronto: University of Toronto Press, 1971.
- (21) 当時、オタワ大学はカトリック教会の管轄にあったが、その大学運営の主導権をめぐって争いが、二つのカトリック系集団の対立を顕在化させ、複雑にした。R. Choquette, *Language and Religion: A History of English-French Conflict in Ontario*, Ottawa: University of Ottawa Press, 1975.
- (22) *The Canadian Encyclopedia*, Second Edition, Vol. III, Edmonton: Hurtig, 1988, pp. 1574-1575, p. 1578.
- (23) エロントンの移民社会、多文化主義の導入については、次が詳しい。A. Fleras and J. L. Elliot, *Multiculturalism: The Challenge of Diversity*, Toronto: Nelson, 1992, pp. 80-85.
- (24) 大英帝国とその白人系植民地の関係については、次の文献が興味深い。Carl Berger, *The Sense of Power: Studies in the Ideas of Canadian Imperialism, 1867-1914*, Toronto: University of Toronto Press, 1970; Carl Berger, ed., *Imperialism and Nationalism 1884-1914: A Conflict in Canadian Thought*, Toronto: Copp Clark, 1965. 井野瀬久美恵『大英帝国は「ロージック・ホール」から』朝日新聞社、一九九〇年。
- (25) 徴兵制をめぐって危機については、次の文献を参照。J. L. Granatstein and J. M. Hisman, *Broken Promises: A History of Conscription in Canada*, Toronto: University of Toronto Press, 1977.
- (26) ローリエとケベックの関係については次を参照。H. B. Neahy, *Laurier and a Liberal Quebec: A Study in Political Management*, Toronto: McClelland and Stewart, 1973.
- (27) 一九一七年の次の総選挙（一九二一年実施）では、一三五議席のうち自由党が一一七の議席を獲得し、うちケベック州に分配された六五議席のすべてを自由党議員が独占した。
- (28) キング首相についての研究はかなり多い。J. L. Granatstein, *Canada's War: The Politics of the Mackenzie King Government, 1939-45*, Toronto: University of Toronto Press, 1975.
- (29) ラルストン国防大臣（イギリス系）は、キング首相の徴兵制度への踏み切らない態度を批判し、国防大臣を辞任した。こうしてキング首相はイギリス系カナダ側の圧力に抗することができなくなったことを知り、徴兵制度導入の決断を下した。
- (30) ケベックの民族主義については、次の文献を参照。R. Cook, ed., *French Canadian Nationalism*, Toronto: Macmi-

- Llan, 1969; L. Dion, *Quebec: The Unfinished Revolution*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 1976; D. Monière, *Ideologies in Quebec*, Toronto: University of Toronto Press, 1981.
- (31) U.N.党と保守政治。H. F. Quinn, *The Union Nationale*, Toronto: University of Toronto Press, 1979.
- (32) 近代化とむげつの動きについて。次の文献を参照。M. D. Behiels, *Prelude to Quebec's Quiet Revolution: Liberalism versus Nationalism. 1945-1960*, Montreal: McGill-Queen's University Press, 1985.
- (33) 次の著作は、トルドーが連邦政界にはいる前に発表した論文をまとめたもので、カナダ連邦制度についての「古典的作品」と言われている。P. E. トルドー、田中浩・加藤普章訳、『連邦主義の思想と構造——トルドーとカナダの民主主義』、御茶の水書房、一九九一年。
- (34) マスニスト・ストラインキは、次のトルドーの著作が有交じりである。『*La grève de l'amiante*』, Montreal: Les éditions Cité Libre, 1956.
- (35) 静かな革命と自由党については、次の文献が良。V. Lemieux, *Le Parti Libéral de Québec*, Saint-Foy, Québec: Les Presses de l'Université Laval, 1993.
- (36) W. D. Coleman, *The Independence Movement in Quebec*, Toronto: University of Toronto Press, 1984.
- (37) A. G. Gagnon, ed., *Quebec: State and Society*, Toronto: Methuen, 1984.
- (38) 憲法論争については、非常に多くの研究成果が刊行されている。その中でも、この本は三冊だけ上げなければならない。A. Cairns, *Constitution, Government, and Society in Canada*, Toronto: McClelland and Stewart, 1988; P. Monahan, *Meech Lake: The Inside Story*, Toronto: University of Toronto Press, 1991; K. McRoberts and P. Monahan, eds., *The Charlottetown Accord, the Referendum and the Future of Canada*, Toronto: University of Toronto Press, 1993.
- (39) 加藤普章「解説論文『トルドーとカナダ政治・外交の転換』」、『連邦主義の思想と構造』、二二二—二二三頁。
- (40) カナダにおける政党と有権者の投票行動のパターンについては、次を参照。D. J. Elkins and R. Simeons, eds., *Small World: Provinces and Parties in Canadian Political Life*, Toronto: Methuen, 1980.
- (41) カナダにおける多極共存型モデルの研究については、次を参照。K. D. McRae, ed., *Constitutional Democracy: Political Accommodation in Segmented Societies*, Toronto: McClelland and Stewart, 1974. 多極共存型モデルの応用・展開については、次の論文集が参考になる。J. V. Montville, ed., *Conflict and Peacemaking in Multiethnic Societies*,

- Lexington: Lexington Books, 1991. レイプハルトの研究は内山秀夫教授により、翻訳・紹介されている。A・レイプハルト、内山秀夫訳、『多元社会のテモクラシー』三二書房、一九七九年。
- (42) K. D. McRae, "Consocialism and the Canadian Political System", in K. D. McRae, ed., *Consocialism Democracy*, pp. 238-261.
- (43) *Ibid.*, pp. 260-261.
- (44) P. Russell, *Federalism and the Charter*, Part II, Section C.
- (45) 一九八二年憲法改正については、次の文献のみあげておく。K. Banting and R. Simeon, eds., *And No One Cheered: Federalism, Democracy and the Constitutional Act*, Toronto: Methuen, 1983.
- (46) 二度の憲法改正論争は、おおいに盛り上がったが、具体的な決定の方法があいまいで、最終的には不完全なままで終わった。
- (47) 加藤普章、「カナダにおける多文化主義政策の展開」、油井大三郎・後藤政子編、『統合と自立』(講座南北アメリカの五〇〇年、第五巻)、青木書店、一九九三年、一三九―二五八頁。加藤普章、「カナダにおける多文化主義行政の枠組み」、総合研究開発機構、『民族に関する基礎研究—国家と民族』、総合研究開発機構、一九九三年、一九六―二二二頁。田村知子、「多文化社会におけるアイデンティティと統合」、梶田孝道編、『国際社会学』、名古屋大学出版会、一九九二年、二二〇―二四〇頁。
- (48) カナダの政治文化を概観するには、次の研究が良し。D. V. J. Bell, *The Roots of Disunity: A Study of Canadian Political Culture*, Toronto: Oxford University Press, 1992.
- (49) カナダ政治全体の評価と可能性について、次の文献や論文が良し。C. J. チューイはその著作の副題として「制度化された曖昧さ」とつけている。カナダ政治の特質をうまくとらえた副題と思われる。C. J. Tuohy, *Policy and Politics in Canada: Institutionalized Ambivalence*, Philadelphia: Temple University Press, 1992; J. E. Trent and M. Stein, "The Interaction of the State and Political Science in Canada", in D. Easton and J. G. Gunnell, eds., *The Development of Political Science: A Comparative Survey*, New York: Routledge, 1991, pp. 59-92.